

(令和6年2月1日適用版)

## 現場代理人の常駐規定の緩和について

### 1 常駐規定を緩和できる場合

公益財団法人埼玉県下水道公社（以下「公社」という。）修繕・工事請負契約約款第9条第2項、公社業務委託契約約款第9条第2項に基づく現場代理人は、請負契約又は委託契約の的確な履行を確保するため、現場への常駐を義務付けているが、次の（1）又は（2）に該当する修繕、工事又は委託（以下「修繕等」という。）については、発注者との連絡体制を確保した上でこの規定を緩和できるものとする。

#### （1）実質的に現場が稼働していない期間（常駐を要しない期間）

次のいずれかに該当する期間は、常駐規定を緩和する。

- ア 契約締結後、現場作業に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの間）
- イ 完成又は完了検査が終了し、事務手続、後片付け等のみが残っている期間
- ウ 修繕等を全面的に一時中止している期間
- エ 工場整備、工場製作を含む修繕又は工事であって、工場整備、工場製作のみが行われている期間
- オ 施設管理、施設保守に係る業務委託であって、現場調査又は現場作業（資機材等の搬入・搬出する期間を含む）を行わない期間

#### （2）一定の条件を満たす修繕等（常駐を緩和する修繕等）

次のいずれかに該当する修繕等については、安全管理、工程管理等の修繕等現場の運営、取締り等が困難なものではないとして、常駐を要する期間においても常駐規定を緩和することができる。

- ア 主任技術者を専任で配置する必要のない修繕又は工事（建設業法第26条第3項に該当しない修繕又は工事）
- イ 主任技術者を専任で配置しなければならない修繕又は工事（建設業法第26条第3項に該当する修繕又は工事）であるが、「公益財団法人埼玉県下水道公社修繕等における技術者の専任に係る取扱い要領」により、主任技術者の兼務が認められた修繕又は工事
- ウ 施設管理、施設保守に係る業務委託  
下水道施設維持操作業務委託を除くものとする。

## 2 現場代理人等が兼務できる場合

常駐規定の緩和に伴い、他の修繕等の現場代理人等との兼務が可能となるが、現場代理人等が兼務できる場合は、次の（１）から（３）を全て満たす場合とする。

ただし、１（２）イについては、同一の主任技術者が兼務している修繕又は工事において兼務する場合に限る。

### （１）兼務できる修繕等の数について

２件までとする。

### （２）兼務できる修繕等の現場間の距離等について

ア 「常駐を要しない期間」における兼務については、現場間の距離は問わない。

イ 現場代理人と主任技術者を兼務している修繕又は工事の場合は、「公益財団法人埼玉県公社修繕等における技術者の専任に係る取扱い要領」で定める修繕等現場の相互の間隔とする。

### （３）公社、国、地方公共団体又は日本下水道事業団が発注する修繕等

発注者の承諾が得られている場合に限るものとする。

## 3 入札公告等への明示

### （１）常駐規定の緩和を認めるか否かの明示

１（２）により常駐規定を緩和する場合、又は常駐規定を緩和しない場合は、入札公告等にその旨を明示するものとする。

入札公告等に明示しなかった場合でも、受注者から様式１が提出された場合は、常駐規定を緩和する修繕等か否かを判断し、速やかに受注者に回答しなければならない。

## 4 兼務する場合の手続き

兼務する修繕等の発注者が公社以外の場合は、受注者から様式１を提出させ、兼務する修繕等の発注者の承諾を得たことを確認するものとする。

また、現場代理人の兼務を認める場合は、受注者から様式２を提出させるものとする。

様式 1

現場代理人の常駐規定緩和に係る照会兼回答書	
修繕・工事・委託名	
修繕・工事・委託箇所	
契約金額	
現場代理人 氏 名	
<p>上記（修繕／工事／委託）は、現場代理人の常駐規定を緩和して兼務を認める修繕等であるか否か伺います。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>会 社 名 代表者名</p>	

<p>上記（修繕／工事／委託）の現場代理人については、</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・兼務を認めます。ただし、事前に兼務する（修繕／工事／委託）の内容及び連絡先を報告してください。</li><li>・兼務は認めません。</li></ul> <p>令和 年 月 日</p> <p>公益財団法人埼玉県下水道公社</p>
---

